

規則

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年五月八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十七号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和四十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を削り、第二条を第一条とする。

第三条第一項中「届出及び申請」を「書類の様式」に、「様式の書類を提出して行うものとする」を「ところによる」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 前条の歯科技工所台帳 様式第四号

第三条第二項を削り、同条を第二条とする。

様式第一号から様式第三号までの規定中「第3条関係」を「第2条関係」に、「あと先」を「宛先」に改める。

様式第四号を削る。

「市町村名

様式第五号中「第3条関係」を「第2条関係」に

名称	監視	月	監視	監視									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
	前回												A

監視成績	市町村名	名称		
B	C	D	E	

同様式を様式第四号とする。

様式第六号及び様式第七号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。